

離島人材育成基金 新規助成に係る募集要項

■離島人材育成基金助成事業（研究助成型）

（事業の目的）

離島を対象として研究いただいた成果を島づくり活動や離島振興政策に反映し、離島地域の活性化や人材育成、課題の解決などに資することを目的とします。

1. 応募対象

離島で調査研究を行う研究者（個人に限る）とします。大学や研究機関、NPO／NGO等、所属の種別・有無は問いません。また、年齢制限もありません。

2. 助成対象

助成の対象となる研究は、離島振興に資する研究（研究テーマは離島センター指定）とし、以下の条件を満たすものとします。

- ①個人の研究であること（共同研究は助成の対象となりません）。
- ②他の研究助成金を受給していないこと（併用は認めません）。
- ③助成金を個人で管理できること（助成金は、事業終了後に申請者本人の口座に振り込むこととします。申請者が大学・研究機関等所属の場合でも、法人への事務の委託等を行わず申請者で管理してください。本人名義の口座以外への振込は一切行いません）。

3. 研究テーマ

研究テーマは、以下のとおりとさせていただきます（本テーマ以外の申請は受け付けません）。

- ①離島におけるコミュニティの再生・活性化に係る方策
- ②離島地域の住民自治の強化に係る方策
- ③離島航路の維持・低廉化・利用促進に係る方策
- ④離島の医療・福祉環境の向上に係る方策
- ⑤その他本助成金の目的に沿ったもの

4. 助成金額

研究にかかる経費について、1件あたり上限100万円まで助成いたします（精算払いとさせていただきます）。助成金の使途は、研究に直接必要な費用のみとし、内訳は以下の費目となります。なお、間接経費は認めません。

①諸謝金

助言や講演を依頼する外部講師など専門家に対する謝金。申請者本人や研究協力者、アルバイトなどの人件費は対象外です。また、菓子折などの物品による謝礼は対象外です。

②旅費交通費

申請者及び研究協力者、外部講師の交通費及び宿泊費（鉄道や航空機等の特別料金は対象外です）。公共交通が不便な地域でのレンタカー代は助成対象となります。

③委託費

申請者及び研究協力者では実施することが難しい、専門性の高い業務を外部の専門業者等に委託する経費。

④消耗品費

税込単価20万円未満の機械・器具・備品、資料の購入費等。ただし、パソコンやプリンター等、汎用性の高い流用可能な機械・器具・備品の購入は対象外です。

⑤印刷費

報告書、ポスターやチラシ、パンフレット等の印刷製本費。資料のコピー代など。

⑥通信運搬費

切手代、宅配便送料等。電話代やプロバイダー料金は、本プロジェクトに使用することがわかるように、領収書で切り分けが可能なものに限ります。

⑦借上料

打合せ会議等に必要会議室などの会場使用料。物品のレンタル代。

⑧その他

少額で上記の費目に適合しないもの。

5. 助成金の返還

次の場合は、助成金の全部または一部の返還を求めることがあります。

- ①助成金を、助成に係る研究内容以外の用途に使用した場合
- ②助成を受けた研究を中止、もしくは著しくその規模を縮小した場合
- ③助成に係る研究を遂行する見込みが立たなくなった場合
- ④助成対象者に故意または過失の不正行為があった場合
- ⑤成果報告、会計報告の作為・提出などに関して助成対象者が義務を遂行しない、もしくは著しく反する行為があった場合
- ⑥その他、本財団が不適切と判断した場合

6. 助成対象者の義務

助成対象者は、以下の条件を遵守しなければなりません。

- ①研究内容は、助成対象者および他の研究者による既往の研究、もしくは他の研究助成機関等からの助成を予定している研究の内容と重複しないこと。
- ②助成対象者は、所定の期日までに、研究成果をとりまとめた研究成果報告書（要旨及び本編により構成し日本語に限る）を2部及びCD-Rなどの電子媒体で提出しなければならないこと。
- ③助成対象者は、所定の期日までに、会計報告を行わなければならないこと。
- ④助成対象者は、本財団が必要に応じ研究成果を利用することを認めること（著作権・特許権は助成を受けて研究を行った者に帰属しますが、研究成果の概要は本財団がホームページに掲載するなど必要に応じ利用できることとします）。
- ⑤助成対象者は、当該研究成果を発表する際には、「公益財団法人日本離島センターの離島人材育成基金助成事業を活用して行った研究の成果」であることを表示しなければならないこと。
- ⑥助成対象者は、本財団の求めに応じ、成果報告会に出席すること。

7. 応募期間

平成28年6月1日（水）から平成28年7月8日（金）までとします。

8. 実施期間

平成28年9月1日（木）から平成29年2月28日（火）までとします。

9. 審査及び助成事業決定

応募いただいた申請（予算の使途・内容も含む）は運営委員会で審査し、有意義と認められる研究案件を選び助成対象を決定します。審査結果は、申請者に郵送で通知します。

10. スケジュール

平成28年	6月	1日	受付開始
	7月	8日	受付締切
	8月	中旬	選考、結果通知
	9月	1日	研究開始
平成29年	2月	末日	研究終了
	3月	10日	研究成果報告、会計報告の提出
	3月	下旬	研究費精算

11. 応募方法

助成事業申請書ならびに助成事業計画書等の必要書類を作成のうえ、日本離島センター人材育成基金担当まで郵送してください（人材育成基金申請書在中と朱書きのこと）。申請書は、本財団HP「しましまネット」に掲載してある募集様式（研究助成型申請書）をダウンロードし、お使いください。

申請に際しては、申請者の著作や紀要、学会等で発表した論文を数点、添付してください（4部）。なお、提出された申請書や著作・論文等は返却いたしませんのでご了承ください。

12. その他

採択された方には別途、実施要項をお送りいたします。

採否の理由などに関するお問い合わせには応じかねます。

■離島人材育成基金助成事業（活動助成型）

（事業の目的）

学生と教員が離島の住民等とともに島づくり活動に継続的に取り組むことで、離島地域の活性化や人材育成、課題の解決などに資することを目的とします。

1. 応募対象

離島（離島振興法・小笠原諸島振興開発特別措置法・奄美群島振興開発特別措置法・沖縄振興特別措置法による指定離島等が対象）で行われる下記組織の研究室等の活動で、専任教員（助教以上）の指導のもとに実施される活動であること。

- ①大学院、大学、短大、高等専門学校
- ②又は上記の付属機関

2. 助成対象事業

離島振興に資する離島と本土との交流事業で、下記の条件を満たすもの。

- ①離島で実施されること。
- ②他の助成金を受給していないこと（現在、受給していなくとも、過去に受給したことがある活動は対象外）。
- ③参加者の宿泊や活動についてのサポートスタッフ等も含め、離島での受け入れ体制が整っていること（申請書に実施体制図を記入）。
- ④活動内容は、学生が島の住民と一緒に行うもので、地域コミュニティの再生、地域資源の発掘、地域での産業の創出、観光を通じた地域活性化などにつながる活動であり、活動の成果が継続的に地域に還元されるものであること。
- ⑤活動期間は任意とする（一例として、2～3日程度の交流の積み重ね、7～10日間程度の交流の積み重ね、夏や冬の長期休暇を利用した交流などが想定される）。

3. 助成金額

活動にかかる経費について、助成対象経費が75万円未満の場合、助成率は5分の4（助成限度額50万円）。助成対象経費が75万円以上の場合、助成率は3分の2（助成限度額100万円）。助成対象経費は、下記の費目となります。

①諸謝金

助言や講演を依頼する外部講師など専門家に対する謝金。現地サポートスタッフや活動受け入れ先への謝金を含む。申請者や研究室等のアルバイトなどの人件費は対象外です。また、菓子折などの物品による謝礼は対象外です。

②旅費交通費

教員など実践活動関係者による事前調査や打合せや現地調査にかかる旅費（グリーン料金や航空機等の特別料金は対象外）。学生の宿泊費（公民館等での宿泊の際の寝具等のレンタル料、農家・漁師民泊のために支払うお礼等を対象とし、ホテルや旅館等の宿泊費は対象外）。参加者送迎用のバスチャーター代。なお、個々の学生の大学等から現地への往復の旅費も助成対象としますが、その場合、助成対象経費に占める旅費交通費の割合は40%以内に留めて頂きます。

③委託費

申請者では実施することが難しい、専門性の高い業務を外部の専門業者等に委託する経費。

④消耗品費

⑤印刷費

報告書、ポスターやチラシ、パンフレット等の印刷製本費。資料のコピー代など。

⑥通信運搬費

切手代、宅配便送料等。電話代やプロバイダー料金は、本プロジェクトに使用することがわかるように、領収書で切り分けが可能なものに限ります。

⑦借上料

打合せ会議等に必要な会議室などの会場使用料。物品のレンタル代。

⑧その他

少額で上記の費目に適合しないもの。懇親会関連費、収益事業の原材料費、備品購入費などは対象外とします。

4. 応募期間

平成28年6月1日（水）から平成28年7月8日（金）までとします。この期間内に、申請書類を、活動しようとする離島の所在する市役所・町村役場離島振興担当課にご提出下さい。

5. 実施期間

平成28年9月1日（木）から平成29年2月28日（火）までとします。

6. 審査及び助成事業決定

応募いただいた申請は運営委員会で審査します。審査結果は市役所・町村役場を通じて通知します。

7. スケジュール

平成28年	6月	1日	受付開始
	7月	8日	受付締切
	8月	中旬	選考、結果通知
	9月	1日	事業開始
平成29年	2月	末日	事業終了
	3月	10日	事業報告、会計報告の提出
	3月	下旬	事業費精算

8. 応募方法

助成事業申請書ならびに助成事業計画書等の必要書類を作成のうえ、地域活動を行う島がある市役所・町村役場離島振興担当課へ提出して下さい。申請書は、本財団HP「しましまネット」離島人材育成基金助成事業の「7. 応募方法」に掲載してある募集様式をダウンロードし、お使いください。

9. その他

離島センターに直接、申請書を送付されても受け付けられません。必ず、市役所・町村役場を通して応募して下さい。

採択された方には別途、実施要項をお送りいたします。

採否の理由などに関するお問い合わせには応じかねます。